

登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**

※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。



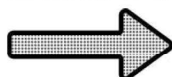
- **登録は任意**のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**

- 登録のご検討に当たっては、**税務署で開催している各種説明会・相談会（個別相談）、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）**などもご活用ください。

オンライン
税理士相談



登録を受ける場合



登録を受ける場合は、登録申請手续が必要です。

登録申請手続は、**e-Taxをご利用ください。**

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる
登録申請手続



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



2 割 特 例

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例があります。

2割特例ページ



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等のITツール導入**を支援する**IT導入補助金**などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和6年9月）